

# 一般社団法人 東京都トラック協会 鉄鋼専門部会規約

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款並びに専門部会規程に基づき、鉄鋼関係輸送事業の健全な発達を図るために、必要な専門的事項に対処し、以て公共福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会鉄鋼専門部会と称する。

(構 成)

第 3 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、鉄鋼関係輸送に携わる運送事業者をもって構成する。

## 第2章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 鉄鋼輸送に関する事項の調査研究及び情報の交換
2. 鉄鋼輸送の効率化・円滑化、特に関係法規の研究
3. 輸送秩序の確立に関する事項
4. 事故防止に関する事項
5. 関係団体との連絡協調に関する事
6. その他鉄鋼関係輸送に関する一切の事項

## 第3章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

専門部会長	1 名
部会長代行	必要に応じ 1 名
副専門部会長	若干名
委 員	20 名以内
監 事	2 名以内

(役員を選任及び任期)

- 第 6 条 専門部会長、部会長代行、副専門部会長、委員及び監事は総会において選任する。
2. 役員任期は2ケ年とする。但し、重任を妨げない。
  3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第 7 条 専門部会長は本会を代表し、会の運営を統括する。
2. 部会長代行は部会長を補佐し、部会長の委任を受けた場合、その職務を代理し、部会長に事故あるときは、その職務を行う。
  3. 副専門部会長は、専門部会長及び部会長代行を補佐し、部会長代行が選任されていないときに、専門部会長に事故あるときは、これを代理する。
  4. 委員は、本会の運営にあたる。
  5. 監事は、本会の経理を監査する。

(相談役)

- 第 8 条 本会に相談役を若干名置くことができる。
2. 相談役は、総会に諮って専門部会長が委嘱する。期間は、役員任期に準ずる。
  3. 相談役は、専門部会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(会 議)

- 第 9 条 会議は、総会及び役員会とする。総会及び役員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総 会)

- 第 10 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 通常総会は、毎年5月に開催し、事業計画等を諮る。
- 臨時総会は、必要により、随時開催する。

(総会に付議すべき事項)

- 第 11 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
1. 本規約の変更
  2. 役員を選任及び解任
  3. 事業計画及び収支予算の決定

4. 事業報告及び収支決算の承認
5. 部会費の額及びその徴収方法
6. その他、必要と認められた事項

(総会の議決方法)

第12条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成と議決方法)

第13条 役員会は、専門部会長、副専門部会長、委員及び監事をもって構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、その過半数をもって決する。

但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会に付託すべき事項)

第14条 次の事項は役員会の議決を要する。

1. 会務の執行に関する事項
2. 総会の招集並びに総会に提出する議案
3. 総会で委任された事項
4. 本会関係の諸規則の制定及び変更に関する事項

(鉄鋼物流安全輸送協議会の参加)

第15条 鉄鋼輸送関係者で組織した鉄鋼物流安全輸送協議会の会員は、部会の活動に参加することができる。

(会員外の出席)

第16条 専門部会長が必要と認めるときは、会員外の関係者を会議に出席を求め、その説明又は、意見を聴くことができる。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第17条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため専門委員会をおくことができる。

## 第6章 負担金

(部会費)

第18条 本会の活動に要する費用は、部会費を以てあてる。

(特別負担金)

第19条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。

## 附 則

1. 規約は昭和42年3月2日から実施する。
2. 専門部会設立総会において選任された役員の任期は、第6条の規程にかかわらず昭和43年5月の通常総会のときまでとする。

## 備 考

- 規約制定 昭和42年3月2日(部会設立)
- 規約一部改正  
昭和58年6月1日「相談役に関する規程」(新設)
- 東ト協専門部会規程  
昭和63年4月1日改定実施  
平成25年4月1日改定実施
- 規約一部改正  
平成7年6月12日「元請会の参加」(新設)
- 規約一部改正  
平成25年4月1日「一般社団法人移行」
- 規約一部改正  
平成27年4月1日「鉄鋼物流安全輸送協議会の参加」
- 規約一部改正  
平成28年5月19日「目的及び役員の選任、任期、職務」
- 規約一部改正  
令和6年5月14日「目的」